

別記第41号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある登記簿の附属書類に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失のおそれがある登記簿の附属書類	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調査の結果及び意見	

別記第42号（第25条第5項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

登記簿等持出報告書

不動産登記規則第31条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

持ち出した登記簿等	
持ち出した理由	
持出場所	
登記簿等の現況	

決 定

住所
申請人

令和何年何月何日受付第何号登記申請事件は、ので、不
動産登記法第25条第 号の規定により却下する。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（同法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第42号の3（第28条第1項第2号関係）

日記第 号

決 定

住所

申請人

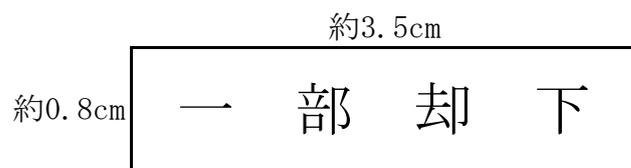
令和何年何月何日受付第何号登記申請事件は、
動産登記法第25条第 号の規定により却下する。 ので、不

令和 年 月 日

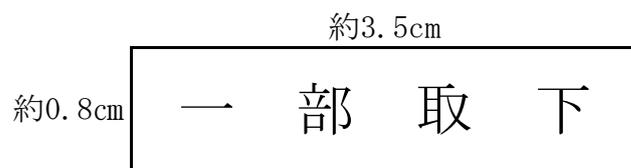
法務局 出張所
登記官

職印

別記第43号（第28条第4項第1号、第2号関係）



別記第44号（第29条第4項第1号、第2号関係）



別記第45号(第30条関係)

約6cm

約1.5cm

原 本 還 付

別記第46号（第32条第1項関係）

約2cm	受 付	約6cm			
		令 和	年	月	日
		第			号

別記第47号(第32条第1項関係)

約8cm

	受付	調査	地図調査	記入
約4cm	地図記入	図面整理	校合	通知

別記第48号 (第32条第1項関係)



別記第49号（第32条第1項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知
年 月 日			不動産			符号		
第			号— —					
最終 登録失効：第		号		効力証明：第		号		
窓口	第		号— —		～第		号— —	

別記第50号（第32条第1項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知
年 月 日			不動産			符号		
第			号一 一					
最終 登識失効：第		号		効力証明：第		号		
郵送		第		号一 一		～第 号一 一		